川崎市農業経営高度化支援事業補助金
【生産向上等支援事業】
― 令和７年度公募要領 ―

川崎市では、農業の担い手である認定農業者等の方に対し、農業経営改善計画を達成するための設備投資等を支援する補助金制度を設けています。

本公募要領は、「川崎市農業経営高度化支援事業補助金」のうち、生産向上等支援事業（先端技術の設備又は機械機器の導入など、生産向上等に関するもの）を対象としております。

【概要】

対　象　者	市内に住所を有する、①認定農業者（補助金交付決定までに認定を受ける見込みの方）②認定新規就農者の方
対 象 事 業	次の①及び②の項目に該当する事業 ①　対象事業が農業経営改善計画上で達成に向けた関連性があること ②　次のいずれかに該当する設備投資等の事業 ・先端技術　・作目転換 ・土地又は労働生産性の向上　・６次産業化
対 象 経 費	○建築物又は工作物の工事費 ○設計委託費 ○設備購入費（設置費及び運搬費含む） ○機械機器購入費（設置費及び運搬費含む） ○移動販売車購入費又は整備・改修費 ○その他市長が認めるもの ※消費税及び地方消費税は対象外 ※同一の経費に対し、川崎市の他の補助金を受ける場合は対象外
補助金の額	補助上限額**２００万円**（ただし**予算６００万円の範囲内**）
補　助　率	補助対象経費合計額の**１／２以内**
選 定 方 法	有識者等によるヒアリング及び審査会を行って選定します。 審査会には申請者が出席し、申請事業についてプレゼンテーションを行っていただきます。 審査会は６月中下旬頃の開催を予定しておりますが、日付は別途お知らせいたします。
申請手続き	申請される方は、申請書類を農業振興課に御提出ください。 申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。
申 請 期 間	令和７年４月１０日（木）～　令和７年５月２０日（火）１７時必着 （土曜・日曜・祝日を除きます。８時３０分～１７時まで）

【お問合せ】

窓　　口　川崎市経済労働局　都市農業振興センター　農業振興課

住　　所：〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷２－１－７　JA セレサ梶ヶ谷ビル２階

電　　話：044-860-2462

Ｅ -Mail: 28nogyo@city.kawasaki.jp

１　事業の目的

認定農業者等の農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法に基づき市が認定）に沿う設備等の経費に対して補助金を交付することにより、地域農業のけん引役が期待される認定農業者等の供給力及び収益力の増強による所得の増大を図るとともに、農業経営が持続的に発展し、農業担い手の確保に寄与することを目的としています。

２　補助対象者

市内に住所を有する、認定農業者（補助金交付決定までに認定を受ける見込みの方）、又は認定新規就農者の方で、以下の要件に該当する方を対象とします。

（１）　補助対象事業について、農業経営改善計画上で達成に向けた関連性があること（補助金の交付決定までに農業経営改善計画又は同計画変更の認定を受ける場合も含む。）

なお、次の各号のいずれかに該当する方は、補助金の交付対象者になりません。

（１）　既に事業を実施している又は事業を終了している
（２）　同一内容、同一経費、もしくは申請年度の前年度に同一施設・設備等に対し、既に川崎市の助成制度による助成を受けている又は採択が決定している
（３）　市民税を滞納している
（４）　川崎市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、第２号に規定する暴力団員、第３号に規定する暴力団員等又は第５号に規定する暴力団経営支配法人等
（５）　その他、市長が不適当と認める場合

３　補助対象事業

補助対象事業は、次のいずれかに該当する設備等への経費を対象とします。

先端技術	市内の慣行栽培では使用されていない、まだ普及途上の栽培技術
作目転換	普通作物、園芸作物若しくは特用作物などの作物の分類間、露地栽培、施設栽培などの栽培形態間又は主力作物（粗収入の２分の１以上を占める品目をいう。）の転換
土地又は労働生産性の向上	単位土地面積当たり又は単位労働投下時間当たりの生産量（額）の向上
６次産業化	「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に規定する「農林漁業及び関連事業の総合化」（農林漁業者等による農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動により、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指したもの）をいう

※補助対象期間内（令和８年３月１３日まで）に、補助対象事業が完了する（支払いを含む）ことが条件となります。

４　補助対象経費

補助の対象は、次に掲げる事業費とします。

（１）建築物又は工作物の工事費（電気工事等の付帯工事を含みます）
（２）設計委託料
（３）設備購入費（設置費及び運搬費を含みます）
（４）機械機器購入費（設置費及び運搬費を含みます）
（５）移動販売車購入費又は整備・改修費
（６）その他市長が認めるもの

経費が補助対象となるかどうかの一例は、以下のとおりです。

例１　イチゴに作目転換を行うために、ビニールハウスを新しく建て、合わせてイチゴの種苗や肥料等を購入したい

→ビニールハウスは設置費を含め対象となるが、種苗や肥料等は対象とならない

例２　使用機械が古くなっていたので、同じものを購入したい

→同じものを購入する場合、経常的な機械機器の買い替えにあたるため、補助対象にならない。ただし機能の拡充等により生産性向上に寄与するものであれば対象となる。

例３　労働生産性を上げるため、トラックを購入したい

→汎用性の高い（農業以外にも利用できる）ものであるため、補助対象にならない。トラクターなど農業用のものは補助対象

５　補助対象外となる経費

本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象にはなりません。

（１）消費税及び地方消費税
（２）経常的な取組及び設備又は機械機器の買い替え
（３）事業実施主体の維持管理経費
（４）契約書及び領収書の作成に係る経費
（５）事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの
（６）現金払い又は金融機関からの振込払い以外により支払いが行われているもの
（７）ポイントを用いて支払いをした分の経費
（８）農産物を生産するための経費（種苗代、肥料や飼料等の資材費）
（９）汎用性の高いものを購入するための経費
（10）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
（11）その他市長が不適当と認めるもの

６　補助金の額及び補助率

補助の額は２００万円を上限とします。

補助率は、補助対象経費の合計額の２分の１以内です。（千円未満切り捨て）

ただし、国、神奈川県、その他の団体から同様の補助金等（以下「その他の補助金」と

いう。）を受ける場合の補助金の額は、補助対象経費からその他の補助金の補助金額を差し引いた額の２分の１以内とします。なお、その他の補助金を併用する場合、補助事業者の自己負担額は、補助対象経費４分の１を下回らないこととします。

※補助金は、採択件数に応じ、予算６００万円の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いになります。

※川崎市農業経営高度化支援事業補助金については、本公募要領で定める【生産向上等支援】と別途公募要領を定めている【経営改善支援】の２種類がありますが、同一申請者につき申請のあった年度内にいずれか１件までとします。

7　補助対象期間

補助対象期間は、１年度内（交付決定日から令和８年３月１３日まで）です。ただし交付申請書の提出後、交付決定より前に事業に着手しなければ年度内に事業が完了しない等の場合には、事前着手申請書（第４号様式）を提出し、市長の承諾を得ることで事前着手をすることが可能となります。

8　申請方法

次の書類を各１部揃えて川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課へ提出してください（提出書類は返却しません）。なお、追加資料の提出を求める場合があります。

（１）川崎市農業経営高度化支援事業補助金（生産向上等支援事業）交付申請書（第２－１号様式）および事業計画書（生産向上等支援事業）

（２）農業経営改善計画（新たに認定又は変更の認定を受ける場合はその案）又は青年等就農計画

（３）農業経営改善計画認定書の写し及び当該認定に係る農業経営改善計画（既に認定を受けている場合に限る。）又は青年等就農計画認定書の写し

（４）事業の概要及び費用がわかる資料（カタログ、技術資料、設計図書、見積書等）

（５）施設の設置を伴う場合は土地の位置、区域及び面積並びに使用権原に係る資料

（６）農業所得に関する確定申告書の写し

（７）暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（第３号様式）

（８）市民税納税証明書

（９）その他市長が必要と認める資料

※　これから認定農業者に係る農業経営改善計画（又は計画変更）の認定を受ける方は、「川崎市農業経営高度化支援事業実施申出書（第１号様式）」を提出してください。農業関係機関又は農業経営に知見を有するものの助言等を受けていただき、上記の（１）から（９）までの書類を提出してください。なお、補助金の交付決定までに農業経営改善計画又は同計画変更について認定を受ける必要があります。

９　申請書類の提出

申請書類の提出は、申請期間中に次の申請窓口に提出してください。

申請期間　令和７年４月１０日（木）～　令和７年５月２０日（火）１７時必着

申請窓口　川崎市経済労働局　都市農業振興センター　農業振興課

（持参・郵送）〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷２－１－７　JA セレサ梶ヶ谷ビル２階

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く、受付時間８時３０分～１７時

（メール）28nogyo@city.kawasaki.jp

１０　補助金の交付決定

申請者の事業計画について、次の項目の審査を行い、予算の範囲内において採択者および交付額を決定します。

【審査項目】

（１）農業所得の向上効果

〇農業所得の拡大　　収入増大、経費削減等による所得拡大効果があるものか

〇持続性・安定性　　事業実施によって、持続的かつ安定的な農業経営が実現するものか

〇費用対効果　　生産財への投資に対し、効果・成果が高いものか

（２）生産性向上効果

〇生産性の向上　　土地面積当たり又は労働時間当たりの生産量（額）が向上するものか

（３）他の農業者への波及効果

〇波及効果　　栽培技術の向上、担い手の育成、地域農業の活性化など、他の農業者への波及効果が期待できるものであるか

〇新規性　　先進的技術導入、６次産業化など、事業の新規性・独創性が高いものか

１１　事業の着手・完成・実績報告

（１）補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届（第８号様式）を提出してください。

（２）補助事業によって行う工事、委託又は購入等が完了したときは、速やかに事業完成届（第９号様式）を提出してください。

（３）事業が完了した（支払いを含む）ときは実績報告書（第１０号様式）及び事業報告書に次の書類を添付して令和８年３月１３日までに提出してください。

ア　支払いを証する書類の写し

イ　発注実績報告書（第１１号様式）

ウ　誓約書（第１２号様式）

エ　入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第１３号様式）

オ　その他市長が必要と認める書類

※イ～エは、川崎市農業経営高度化支援事業補助金交付要綱、第１５条に該当する場合

１２　事業の変更・中止

交付決定を受けた事業について、その内容を変更、または中止しようする場合は、速やかに交付変更（中止）承認申請書（第７－１号様式）を提出してください。ただし次に掲げる軽微な変更については、この限りではありません。

（１）　事業実施期間を短縮するとき。
（２）　事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当部分を除算する場合
（３）　同一費目において経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の３割以内となる場合
（４）　費目間での経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の３割以内となる場合
（５）　補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合
（６）　その他、市長が軽微な変更と認める場合

１３　補助金の取消し等

次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

（１）　偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
（２）　補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき
（３）　補助金の交付を受けるまでに交付対象者としての要件を欠くことになったとき
（４）　補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき
（５）　財産の処分の制限に反して処分したとき

１４　財産の処分の制限について

この補助対象事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、当該財産のうち、取得価格又は効用の増加した価格が単価３０万円以上のものについて、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

（１）　助成金額確定日の属する年度の終了後５年間を経過した場合
（２）　補助事業者の死亡等、やむを得ない事由によると市長が認めた場合

１５　その他

（１）　補助金の交付決定額が１００万円を超えており、かつ補助対象経費が１件あたり１００万円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合、市内中小企業者により入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の取得を行わなけ

ればなりません。そのため、申請者は申請時点で可能な限り市内中小企業から見積書を取得するようにしてください。ただし、契約の性質上難しい場合又はその必要がない場合は対象外となります。対象かどうかは川崎市農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第１２号様式及び第１３号様式をご確認ください。

（例）太郎さんと次郎さんがそれぞれ施設と機械の導入を検討していた場合

	交付決定額（全体）	内訳（施設導入）	内訳（機械導入）
太郎さん 補助対象経費 220 万円	220 万円の 1/2 以内で審査の結果、満額の 110 万円に決定	100 万円 ⇒100 万円を超えないので、市内中小企業からの見積書は不要	120 万円 ⇒100 万円を超えているので、市内中小企業からの見積書が必要
次郎さん 補助対象経費 300 万円	300 万円の 1/2 以内かつ 200 万円以内で審査の結果、110 万円に決定	180 万円 ⇒100 万円を超えるので、市内中小企業からの見積書が必要	120 万円＝90 万円（本体）と 20 万円（設置費）と 10 万円（運搬費） ⇒設置費及び運搬費と分かれていても、合計が 100 万円を超えていたら、市内中小企業からの見積書が必要

（２）　交付決定された事業は、申請者名、事業内容等を本市ウェブサイト等にて公表します。

（３）　事業の開始後、ヒアリング、フォローアップを行います。

（４）　補助金の交付を受けた方は、交付を受けた日の属する年度から５年間、会計帳簿等の証拠書類を保管してください。

（５）　補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

１６　農業経営高度化支援事業補助金（生産向上等支援）の申請から支払までの流れ

認定農業者の認定を受ける意思のある者
又は
計画変更の生じた認定農業者

↓

事業実施申出書の受付（第 6 条第 1 項）

↓

農業関係機関又は有識者による
助言・指導（第 6 条第 2 項）

↓

認定農業者（計画変更なし）又は認定新規就農者

認定農業者・認定新規就農者は認定を受ける際既に助言・指導を受けている

↓

時期	手続
４月１０日 ～５月２０日	補助金交付申請 【生産向上等支援】（第 7 条第 1 項）
６月中下旬	審　査　会（第 10 条）
７月中旬	補助金交付決定通知（第 11 条第 2 項）
	事業着手届（第 16 条）
３月１３日まで	事業完成届（第 17 条） 事業実績報告書（第 18 条第 1 項）
	（交付額の確定通知（第 19 条第 2 項））
５月まで	補助金の支払い

事業完成後

事業効果を高めるため、実施状況の報告や専門家派遣を実施し、
課題解決に向けたフォローアップを行う